



動物レスキュー通信

2014年6月 第13号 (平成26年5月1日発行)

発行元

一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく)：詩月財団 理事長
愛玩動物飼養管理士 一級
お問い合わせ : sizuku.foundation@gmail.com

動物愛護法

について考える



早いもので、この動物レスキュー通信を発行するようになつて、1年が経過しました。今までに、たくさんの方々に読んで頂きました。ありがとうございます。今回は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(俗にいう「動物愛護法」)に関して考えてみようと思います。動物愛護法は1973年10月1日に制定されました。「この動物愛護法が制定される以前にも1966年に「動物保護及び管理法」が作成されたのですが、この法案は与野党間で意見の一一致を見る事が出来ました。その後、現在の動物愛護法が制定されるに至つたのですが、実際はこの動物愛護法の制定にはイギリスからの圧力が大きかつたと言えます。というのも、動物愛護法が制定される以前の1969年～1970年にかけて、「この頃の日本への犬の最大の輸出国であったイギリスの大衆紙が「日本では犬が虐待されているので、日本には犬を輸出するな!」という大キャンペーンを行つたのです。その事がきっかけとなり、諸外国の動物愛護団体からも日本で動物保護法が制定されていいない事に強い批判が寄せられたのです。そして1970年に「動物保護法」が作成されたのですが不成立に終わり、その後、何度も修正が加えられ、法律制定に向けて最初に動き出した時から23年の歳月を経て、全会一致で動物愛護法が可決成立したのです。

この動物愛護法、目を通した事がある方はどれくらいいるのでしょうか?恐らく驚くほど少ない数字だと思います。動物愛護法の第一条(目的)は①動物の虐待防止 ②動物の生理、生体、终生に付いて十分な知識と理解を持つて適正に飼養する事 ③動物を愛護する事によって命の尊さを得て、それが基盤となり、人間愛が育まれ、平和な社会を作り上げる ④動物によって人間の生命、身体及び財産に加えられる損害や危害を防ぐなどです。そして第一条(基本原則)には「このように書かれています。「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮します。」その習性を考慮して適正に取り扱つようになければならない」次に第三条へ

普及啓発には「国及び地方自治体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならぬ」と書かれてあります。「」でお気づきになつた方もいらっしゃるかもしませんが、第一条の基本原則には「しなければならない」、第三条の普及啓発には「努めなければならない」となつていて、第二条は義務、第三条は努力義務があるのです。義務なのでしたら学校で動物に関する教育をもつとすると矛盾しています。実際に私は学生時代、動物愛護法なんて聞いた事も見た事もありませんでした。最近では動物愛護法もテレビや「ース取り上げられることが多くなり、目に見る機会が増えましたが、以前はそんな事、気にとめるチャンスもありませんでした。成人の3人に1人は動物が嫌いだと言う日本、しかし国民の1/3が何らかの動物を飼養しています。こんな日本だからこそ、小さい頃から動物に関する教育や、動物との共生の重要さを学はないといけないはずです。それを学んでこなかつた親に育てられた子供たちには、「動物を愛する心や共生の大切さを分かりなさい」というのは酷な話です。動物愛護団体さんがボランティアで子供たちに向けて命の授業を開催されていますが、ここには是非とも親子で参加して欲しいです。そして今、詩月財団において水面下で進行させている映画「マスクミがスポーツ」側を意識して今まで踏み込めなかつた内容も取り入れようと考案しています。是非、たくさんの方に見て頂き、動物に関して、そしてペット産業に関して考案して、かけにしてもらえる事を願います。

詩月財団では今後も様々な考え方や情報をお発信し、「この世から天猫の殺処分が無くなるよう努力してまいります。(詩月)